

## 返還促進策等検証委員会設置要綱

平成 21 年 11 月 25 日  
理 事 長 裁 定  
最近改正平成 22 年 10 月 29 日

### (設置及び目的)

第 1 条 第 2 期中期計画において、「毎年度、返還金の回収状況について、貸与規模や経済状況等の影響も含めた定量的な把握・分析を実施するとともに、返還促進方策の効果等を検証し、次年度の取組を効果的に行うために必要な改善を図る。」こととしていることを踏まえ、返還促進策等の効果等の妥当性を毎年度検証するため、返還促進策等検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (構成)

第 2 条 委員会は、返還金の回収・分析に関して識見を有する外部有識者及び金融関係者等若干名で構成する。

### (委員の委嘱及び任期)

第 3 条 委員は、理事長が委嘱する。  
2 委員の任期は原則 2 年とし、再任を妨げない。

### (任務)

第 4 条 委員会は、次の各事項について検証等を行うものとする。  
(1) 返還金回収（延滞）状況の把握・分析に関すること。  
(2) 回収促進策の効果等を検証し、次年度の取組のための必要な改善策を検討すること。  
(3) 中期計画に記載する総回収率の妥当性について検証し、その在り方を検討すること。  
(4) その他機構の回収促進のため必要な事項に関すること。

### (運営)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。  
2 委員長は、委員会を主宰する。  
3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。  
4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

### (議事要旨の公表)

第 6 条 委員会は、委員会の議事要旨を公表するものとする。

### (庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、奨学金事業部奨学総務課と協力しつつ奨学事業本部奨学事業戦略室が処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月29日から施行し、平成22年8月1日から適用する。